

(財)女性のためのアジア平和国民基金

**第98回理事会
第34回評議員会
第78回運営審議会
平成19年3月**

第98回女性のためのアジア平和国民基金理事会

第34回評議員会および第78回運営審議会合同会議

平成19年3月24日(土)

アルカディア市ヶ谷 白根

15:00~17:00

【1】定足数報告

【2】議事録署名人選出

【3】議題

1. 基金解散について
2. 会計報告について
 - (1) 平成18年度事業報告
 - (2) 仮決算書
3. 基金の財産の処分について
 - (1) 平成18年度執行財源負担額
 - (2) 清算期間必要事務経費
 - (3) サーバーレンタル経費
 - (4) 基本財産寄附先の決定
4. 政府への申し入れについて
5. 事務局からの報告
6. その他

資料

ページ

【議案事項】

1. 基金解散決議について	1-3
2. 事業報告について	4-7
3. 会計報告について	8-14
4. 基本財産の処分について	15-50
5. 政府への申し入れ案文について	51
6. 資料整備について	52-55

決定（案）

理事会・評議員会

平成19年（2007年）3月24日

財団法人女性のためのアジア平和国民基金は、寄付行為第39条の規定により、平成19年（2007年）3月31日をもって解散する。

解散に伴い、次のような措置をとることを決定する。

- 1 民法第74条の規定に基づき、理事全員を清算人に任ずる。清算人の職務は解散の登記、主務官庁への届出、清算終了の確認と報告である。
- 2 評議員と監事は清算終了まで職にとどまる。
- 3 事務職員は平成19年3月31日をもって退職する。ただし、総務部長と会計係員一名は清算終了まで職にとどまる。
- 4 基金の基本財産の残余は寄付する。
- 5 基金の基本資料は外務省に寄託して、永久に保存してもらう。
- 6 基金の所蔵する書籍は寄付する。
- 7 基金の刊行物の残余、基金の備品は廃棄する。

清算人の選出について

【1】 清算法人について

平成19年3月31日をもって、アジア女性基金は4月1日からは清算法人となります。

【2】 清算人について

(1) 寄付行為に清算人の規程がない場合は理事全員が引き続き清算人になることになります。(民法第74条)

(2) 清算人の主な職務

解散の登記、主務官庁への届出、清算終了の届出など。

(3) 本日解散の承認を得ましたので、外務省に解散許可申請、解散と清算人就任の登記をし、未払い金の処理が終わり次第清算終了の報告をし、その回答を待って清算人の任務は終了することになります。

参考

民法第74条(清算人) 法人が解散したる時は破産の場合を除く外理事がその清算人となる。ただし定款若しくは寄付行為に別段の定めあるとき又は総会において他人を選任したるときはこの限りにあらず。

平成 18 年度事業報告書

自 平成 18 年 4 月 1 日

至 平成 19 年 3 月 31 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

平成 18 年度事業報告書

(平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日)

女性のためのアジア平和国民基金

平成 18 年度の業務は、当初の事業計画に沿って、次の通り実施したので報告する。

1. 基金総括整理事業

ア、一般広報啓発

- 基金ホームページ、刊行物データベースの管理と更新
- デジタル記念館「慰安婦問題とアジア女性基金」の制作
- 基金ニュース 28 号の発行
- 冊子「女性の人権とアジア女性基金」の刊行
- 冊子「慰安婦問題とアジア女性基金」の刊行
- 解散記者会見と感謝の会開催

イ、シンポジウム等開催

- 「アジア女性基金国際シンポジウム FINAL」の開催 2006 年 11 月

ウ、次世代フォーラム等開催

- 日韓学生フォーラム「平和の島・済洲で考える日韓関係—歴史そして未来」の開催。2006 年 8 月

エ、事業実施国相互往来

現地情報収集や関係者との協議のため理事・事務局員を派遣

- 韓国 2006 年 4 月、10 月、12 月
- インドネシア 2006 年 10 月、2007 年 1 月

オ、債い事業既存資料整備

- 各種既存資料の整備

カ、事業関係者の回顧録

- 事業関係者のインタビューと記録作成
- 冊子「オーラルヒストリー アジア女性基金」の刊行

2. 医療・福祉支援事業

- インドネシアの高齢者社会福祉推進事業の実施。残された 27 箇所の施設建設が完了し、総じて 69 件の施設建設を完了した。

事業を受け取った元「慰安婦」の方々を対象とした巡回ケアと転地温浴治療

- 韓国 2007 年 1 月、2 月、3 月
- 台湾 2007 年 1 月、3 月

3. その他総務報告

(1) 理事会等の開催

理事会、運営審議会合同会議

第87回	平成18年 6月28日	平成17年度決算承認
第88回・第70回運営審議会	10月 2日	解散、残余金、アフターケア
第89回	11月 6日	インドネシア事業報告
第90回・第71回運営審議会	11月27日	資料整備、アフターケア、 医療福祉
第91回・第72回運営審議会	12月18日	韓国問題、医療福祉、資料整備
第92回・第73回運営審議会	平成19年 1月11日	医療福祉追加事業、資料整備 韓国問題
第93回・第74回運営審議会	2月 2日	記者会見・感謝の会案文検討、 政府申し入れ案文検討
第94回・第75回運営審議会	2月13日	記者会見・感謝の会、医療福祉追加 事業、議事録の公開
第95回	2月20日	医療福祉支援追加事業書面表決
第96回・第76回運営審議会	2月26日	医療福祉再追加事業、記者会見・感 謝の会
第97回・第77回運営審議会	3月 6日	記者会見・感謝の会、政府への申 入、デジタル記念館サーバー、著作 権問題
第98回・第78回運営審議会	3月24日	基金最後の理事会・評議員会及び 運営審議会合同会議

(2) 評議員会

第31回	平成18年6月28日	平成17年度決算承認
第32回	平成19年1月10日	医療福祉追加事業承認書面表決
第33回	2月14日	医療福祉再追加事業について

2007年 3月 8日

出張報告 【医療・福祉支援事業】

1. 出張者

(委託)、原田信一 (職員)
現地、地方在住協力者

2. 期間

2007年2月28日より3月6日

3. 出張先

韓国ソウル。巡回——ソウル市、京畿道広州市、全羅北道、その他

4. 用務

韓国の元「慰安婦」被害者に、医療・福祉支援事業を、追加的・重点的に実施するとの趣旨で巡回訪問その他を行うこと。

- 1) ケア、援助、相談と、生活・健康状態の把握
- 2) 今後のケア、援助について希望を聴取
- 3) ケア、援助のため、医療補助器具等を購入配付

5. 実行内容

現地でケアの世話人・介助協力者3人の同行を含め、訪問主として独居の人の自宅を訪ね、生活・健康状態を把握
分担して以下の通り巡回、調達、配付を実行
相手方 計8人＝略記

▽巡回

3月1日、2日、3日(地方)、4日(広州) 5

日被害者連絡、打ち合わせ等

▽医療補助器具購入、一部宅配便送付

1日、2日、3日、4日(車イス、つえ、簡易血圧計等) 5日宅配便送付

▽会議、打ち合わせ随時

6. 報告特記(被害者の希望)

▽車イス等の援助を非常に歓迎されている(介助者に説明等行った)

▽ぜひ今後もケア、援助を継続するよう求められた

▽なお、共同生活・医療のケアスペースへの希望あり

▽次回、温泉治療等の旅行を楽しみにしている

平成 18年度仮収支決算書

自 平成 18 年 4 月 1 日
至 平成 19 年 3 月 31 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

仮) 収 支 計 算 書 (概算額)

平成18年4月1日から平成19年3月 日まで

(単位 円)

科 目	決算見込額	寄付金経理	拠出金経理	補助金経理	固定資産取崩経理
収入の部					
1 基本財産運用収入	0			0	0
2 寄附金収入	103,879	103,879			
3 国庫補助金収入	105,158,000			105,158,000	
4 固定資産取崩収入 退職給与引当預金取崩収入	4,564,923				4,564,923
5 雑収入 受取利息	8,393	0	8,393	0	0
当期収入合計 (A)	109,835,195	103,879	8,393	105,158,000	4,564,923
前期繰越収支差額	22,276,001	6,664,537	15,119,487	491,977	
収入合計 (B)	132,111,196	6,768,416	15,127,880	105,649,977	4,564,923
支出の部					
1 事業費支出 基金総括整理事業 医療福祉支援事業	31,643,347 9,434,867		9,434,867	31,643,347	
2 運営経費支出 一般管理費 人件費 経常事務費 運営審議会等経費	65,475,954 46,477,531 18,998,423 4,424,765			65,475,954 46,477,531 18,998,423 4,424,765	
3 退職手当引当預金繰入支出	4,510,000			4,510,000	
4 退職手当支出	4,564,923				4,564,923
5 基本財産繰入支出 基本財産繰入	0			0	
当期支出合計 (C)	120,053,856	0	9,434,867	106,054,066	4,564,923
当期収支差額 (A)-(C)	△ 10,218,661	103,879	△ 9,426,474	△ 896,066	0
収支差額 (B)-(C)	12,057,340	6,768,416	5,693,013	△ 404,089	0

(注) 収支差額の残余金の整理

1 決算見込額精算の結果係数に変動が生じる。

2 係数確定ののち、それぞれの経費について所要の精算を行い最終的には0(ゼロ)精算となる。

2007.3.24

基金資産の清算について

事 項	現在高 (円)	執行処分 (案)
1. 基金の自己財源		
基本財産	28,683,790	関係法人等へ寄贈 その他
寄附金口座残額	6,768,416	18 年度執行財源負担 896,000 円 清算期間の事務経費 3,406,000 円 サーバーレンタル 150,000 円
2. 補助金関係財源 (精算後国庫へ返納)		
事務所借用敷金 (預)	4,374,240	事務所現状回復工事一部充当
預金累積利息	491,977	国庫へ返納
退職手当引当預金残額	4,278	国庫へ返納
3. 医療福祉拠出金関係 (精算後国庫へ返納)		
医療福祉事業残余金	5,693,013	事業運営委員会口座に繰入返納 (注) 委員会残余金、国連大学残余金に 併せて返納する。

平成18年度補助金予算と執行

1119.3.24

区 分	補正後予算現額	執行見込額	差引額(見込)	執行見込額の財源負担	
				補助金予算	基金財源
運営経費	77,317,000	74,411,000	2,906,000	74,411,000	0
人件費	52,609,000	50,988,000	* 1,621,000	50,988,000	0
給与手当等	46,656,000	46,478,000	178,000	46,478,000	
退職手当引当金	5,953,000	4,510,000	1,443,000	4,510,000	
経常事務費	22,664,000	18,998,000	3,666,000	18,998,000	
運営審議会等経費	2,044,000	4,425,000	△ 2,381,000	4,425,000	
基金総括整理費	29,462,000	31,643,000	△ 2,181,000	30,747,000	896,000
総括整理事業	22,848,000	27,400,000	△ 4,552,000	26,504,000	896,000
歴史資料等事業	6,614,000	4,243,000	2,371,000	4,243,000	
合 計	106,779,000	(A) 106,054,000	725,000	(B) 105,158,000	(C) 896,000
* 人件費残額返納指示	↓ △ 1,621,000 ↓	参考 執行見込額(A) = 補助金(B) + 基金財源(C) 106,054,000 = 105,158,000 + 896,000			
執行限度額	105,158,000				

平成18年度補助金

当初予算	補正減	予算現額	人件費返納	予算執行限度額
112,163	△ 5,384	106,779	△ 1,621	105,158 (千円)

残余財産(物品)の処分について

【1】減価償却備品

平成18年度は基金最終年度であり、別紙のとおり処分することといたしたい。

【2】その他の備品

- (1) 基金の備品類は基金設立時に購入したものであり、既に12年を経過している。
- (2) 財務省令第53号 減価償却資産の耐用年数等に関する省令によると 長くて事務机(金属製)15年、その他の備品は3～8年となっており、基金の備品類は既に12年過ぎておりその上傷みが激しいので、処分することといたしたい。

固定資産台帳・減価償却費明細書

(平成18年4月1日から平成19年3月20日まで)

償却方法:定額

(単位:円)

資産名	数量	取得年月	取得価格	残存価格	耐用 年数	使用月数 償却率	期首簿価	期中増加	期中減少	除却年月	普通償却額	特別増償却 額	期末簿価	償却累計額
1 パーナルコンピューター 富士通C7/100L	6	13,4,30	1,746,000	174,600	6	0.166	441,740	0	441,740				0	1,746,000
2 パーナルコンピューター 富士通C6/85LB	1	13,4,30	291,000	29,100	6	0.166	73,625	0	73,625				0	291,000
3 複写機 リコーイマジオMF7070	1	14,3,31	1,785,600	178,560	5	0.200	473,184	0	473,184				0	1,785,600
4 複写機 リコーフィニッシャーSR31	1	14,3,31	306,000	30,600	5	0.200	81,090	0	81,090				0	306,000
合 計			4,128,600	412,860			1,069,639		1,069,639				0	4,128,600

基金の財産より支出が必要とされる経費

【1】 基金の財産の現在の状況

(1) 基本財産	28,683,790円
(2) 寄附金残高	6,768,416円
合計	35,452,206円

【2】 清算期間必要経費

(1) 平成19年度執行財源負担額	896,000円
(2) サーバーレンタル	150,000円
(3) 清算期間必要経費	3,406,206円
合計	4,452,206円

【3】 差し引き残高

31,000,000円

基金デジタル記念館のサーバ確保と費用について

1. デジタル記念館「慰安婦問題とアジア女性基金」は、国立国会図書館のウェブ・アーカイブに納める形で、半永久的にインターネット上で公開されることとなった。
2. 但し、国会図書館の中には、Google や Yahoo などの検索エンジンはいれない。したがって、一般ユーザーが「慰安婦問題」や「アジア女性基金」について知りたいと思って検索したとしても、容易にはデジタル記念館にたどり着けないということになる。
3. そこで、国会図書館の外に、もうひとつサーバ（デジタル記念館を動かす機能を提供する仕組み）を確保する手段を検討してきた。
4. サーバ確保の期間は、10 年間が妥当と考えた。インターネット環境は日進月歩であるため、その頃には国会図書館内に検索エンジンが入る可能性もあり、いずれにしても 10 年後にいったん見直す必要がある。
5. サーバ確保の手段と費用について検討を重ね、外務省にも相談をした結果、民間のサーバと 10 年契約を結び、基金解散時にその費用を全額支払うこととなった。

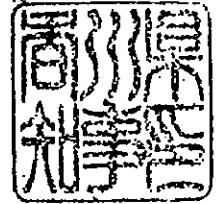


18県参第56386号
平成19年3月19日

住所 東京都中央区銀座1-22-1-609

氏名 中嶋 滋 様

香川県知事 真 鍋 武 紀



特定非営利活動法人の設立認証について

平成19年1月10日付けで申請のあった下記の特定非営利活動法人の設立認証申請については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第12条第1項の規定に基づき、申請のとおり認証します。

記

- 1 法人の名称 特定非営利活動法人C²SEA：朋
- 2 代表者の氏名 中嶋 滋
- 3 主たる事務所の所在地 丸亀市綾歌町岡田西1389番地

(香川果実科- $a n^0-3''$)

特定非営利活動法人設立認証状況

平成19年3月19日現在 170法人

◎表中の「特定非営利活動法人の名称」をクリックすると「代表者」や「目的」などが表示されます。

◎「TEL」「FAX」「メールアドレス」「ホームページURL」につきましては、了解をいただいている法人のみ掲載しています。

※このページ内の検索は、ブラウザの検索メニューから選ぶか、Ctrl+Fキー（またはCommand+Fキー）を押してください。

番号	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	特定非営利活動分野
182	C・C・EA：朋	丸亀市校歌町岡田西1389番地	(1)(4)(8)(9)
181	四国NETT	高松市浜ノ町8番33号	(2)(4)(11)
180	香川県レクリエーション協会	高松市中央町17番28号	(1)(2)(3)(4)(5)(11)(17)
179	たんぼぼハウス	三豊市詫間町詫間745番地1	(1)(3)(5)
178	DREAM ISLAND	小豆郡土庄町甲906番地1	(3)(4)(8)(11)(15)(17)
177	民間災害管理機構	高松市今里町2丁目9番地8	(3)(6)(7)(11)
176	人権と暮らしを守る香川県リーガルサポート協会	高松市屋島東町158番地12	(1)(8)(11)(15)
175	香川トレーナー協会	高松市瀬戸内町43番59号	(4)
174	むつみ会	高松市常盤町2丁目10番33号	(1)
173	Hug-Communications	三豊市三野町大見乙91番地11	(3)(12)
172	ほのぼの福祉会	高松市鹿角町字下所939番地1	(1)(17)
171	香川環境資源ネットワーク	三豊市豊中町本山甲1258番地1	(5)(17)
170	マインドファースト	高松市高松町3009番地19屋島レジデンス103号	(1)
169	障害者活動センター・サン	高松市春日町901番地1	(1)
168	税を過して社会貢献を考える会	高松市上之町2丁目1番48号	(12)(18)(19)
167	命あるものみな共に生きる会	高松市木太町2818番地1	(5)
166	東雲会	高松市木太町4302番地12	(1)
165	遊	高松市林町2032番地2	(1)(2)(3)(17)
164	アイランド・ネット	小豆郡土庄町1360番地79	(4)(5)
163	SAJA	丸亀市天満町1丁目2番31号	(1)
162	奥塩江交流ボランティア協会	高松市塩江町上西甲77番地	(1)(2)(3)(4)(5)(7)(9)(11)(17)
161	坂出在宅福祉研究協会	坂出市白金町3丁目1番5号	(1)
160	法美匠	木田郡三木町大字鹿伏327番地1ロイヤル白山202号	(1)(11)
159	ひまわり	高松市屋島西町1942番地3 白石ハイツ103号	(1)(11)(17)
158	日本空手道 勇健塾	丸亀市西本町1丁目1番28号	(4)(7)(11)
157	カマタマーレスボートクラブ	高松市丸亀町7番地9	(1)(2)(3)(4)(5)(7)(9)(11)(17)
156	通路とおもてなしのネットワーク	高松市高松町2306番地3	(2)(3)(4)(5)
155	ふぁみりいNOTE	丸亀市校歌町富原5047番地7	(1)(2)(17)
154	さめき風致美考会	丸亀市川西町北2131番地1	(2)(3)(4)(5)(11)
153	すぶへん	木田郡三木町大字井戸2394番地	(1)
152	クッキーフレンズ	丸亀市津森町774番地7	(1)
151	東香川障害者自立支援センター	東かがわ市土居126番地	(1)
150	瀬戸内国際交流協会	観音寺市有明町3番36号	(2)(4)(9)(11)
149	地域生活支援ネットワーク「風」	丸亀市飯山町東坂元1964番地3	(1)
148	香川のみどりを育む会	高松市前田西町甲587番地1	(2)(3)(5)(11)
147	かがわ・ものづくり学校	松歌郡綾川町粉所西甲2060番地	(2)(4)(11)(12)(15)(17)
146	共生ネットワーク	坂出市川津町2456番地6	(1)(9)
145	讃岐国分寺太鼓保存会	高松市国分寺町新居1430番地4	(2)(3)(4)(9)(11)(17)
144	国分寺まちづくり協議会	高松市国分寺町国分1400番地1	(1)(2)(3)(4)(5)(7)(11)(12)(14)(15)(17)
143	香川南部手をつなぐ育成会	高松市香川町川内原2484番地3	(1)(3)(15)

18221/55

特定非営利活動法人 C'SEA:朋(Create Common Space in East Asia:朋)

設立趣旨書

1 趣旨

過去の戦争と植民地支配がもたらした問題は、いまでも被害者に心身の苦痛として残っている。それがまだ超えられていない障害であることは、折につけ痛感する。しばしばそれは、政治的対立を際立たせ、国民的対立のように問題がひろがって、人びとの間に違和感や亀裂をもたらしている。こうした問題を克服するための努力はつづけられてきた。「慰安婦」問題については日本政府と国民が協力して謝罪、償いを行ってきた。このような政治的あるいは社会的、文化的な、さまざまな企画、方法はこれからも一層、継続発展しなければならない。

いま問題のとらえ方は、変わりつつある。人と人とのつき合いを通して無知や偏見を率直に直して、共通・共同の課題として受け止める関係ができつつある。それを基礎にして知識や認識を深め、行動を起こして課題解決につなげようというものである。

そのために、政府や自治体、社会団体、市民団体、個人が必要に応じて連携する仕組みをつくり、実践していく。組織、団体などを横断的につながる人のネットワークが経験や知識を生かし、知恵を生みだしていく——。政治的・民族的立場ではなく、具体的課題の解決によってひろく人間社会をゆたかにしていこうとするものである。

戦争などの歴史的課題によって人びとが心身にかかる課題を、また、現在も社会的に従属や屈辱を強いられる人びとの課題を人間的社会的に解決していくため、この特定非営利活動法人を設立する。政府や自治体、人びとが連携すること、国境や民族を超えて課題のために活動すること。これによって、社会と人びとの認識や行動がひろまり、共同の福祉につなげていきたいと思う。

植民地下で動員された「慰安婦」、軍人・軍属、徴用労働者など戦争被害の問題に取り組んできた人的関係と経験を生かし、継続して課題解決のため行動する。また「過去を踏まえ、現在から未来へつながる」対話、記録、学習等の企画も実施していきたい。

政府と諸団体で連携する人びとが、必要とされる心と具体策を実行、実現していくことを旨としたい。それがいつも可能である社会をめざすことも、この特定非営利活動法人の目標である。

役員名簿

代表理事	中嶋 滋
副代表理事	松井聖一郎
理事・事務局長	臼杵敬子
理事	笠見 猛
監事	佐藤康英

平成19年度事業計画書

法人成立の日から平成20年3月31日まで

特定非営利活動法人C'SEA:朋

1 事業実施の方針

- ・ 本法人の設立初年度である平成19年度は以下の事業を確実に実施することを目指す。
- ・ 本法人の事業内容をより多くの人々に知ってもらえるよう広報活動のためのインターネット環境整備を行なう。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 実施予定日時 (B) 実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	収支予算書 の事業費の 金額(単位: 千円)
① 医療福祉支援事業 (定款第5条(1)①)	高齢者を巡回訪問しケアを行なう	1ヶ月に5回年間計60回 韓国、台湾 5人	元「慰安婦」等被害者 30人	3,020
② 調査研究支援事業 (定款第5条(1)②)	人権侵害に対する実態・ 実情、対処等を把握する ための調査研究およびそ の支援を行なう	1ヶ月に1回 韓国 2人	人権問題等に関心のある 市民 不特定多数	600
③ 普及学習啓発事業 (定款第5条(1)③)	人権を尊重することの重 要性について理解を促す ための普及啓発事業を行 なう	6ヶ月に1回 日本国内各所学校等 3人	人権問題等に関心のある 市民 不特定多数	20
④ 連携提言推進事業 (定款第5条(1)④)	国内外の団体と連携し、 人権がより尊重される社会 を築けるよう各方面に提言 等を行なう	1ヶ月に1回 国内外関係省庁、団体等 2人	連携を双方ともに希望する 省庁、団体等 12団体	540
⑤ 人的相互交流に関 する事業 (定款第5条(1)⑤)	当法人が事業を行なう各 国地域との間で交流の場 を設定する	1回 日本国内各所学校等 3人	人権問題等に関心のある 市民 不特定多数	3,000
⑥ 文化的相互紹介事 業 (定款第5条(1)⑥)	当法人が事業を行なう各 国地域との間で相互の文 化を紹介する	通年 特定非営利活動事業 実施場所等 3名	当法人が事業を行う各国 地域に関心のある市民 不特定多数	100

特定非営利活動法人 C'SEA:朋

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 C'SEA:朋と称し、登記上はこれを特定非営利活動法人 CCSEA 朋と表示し、英語表記は Create Common Space in East Asia とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県丸亀市綾歌町岡田西 1389 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人はかつての植民地支配下や戦争において心身に苦痛を受けた人たちと、同じく現在も歴史的・政治的・社会的な事情の下で苦しむ人たちに対して、内外の団体、個人、そして政府、自治体等が連携して行う援助、自立事業を実施するとともに、調査、記録、啓発、政策提言等の事業により、人びとが自由と社会正義の下で生きることが保障される環境条件を市民次元で創造的・発展的につくっていくことに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第 3 条の目的を達成するために次に掲げる種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動

(事業)

第5条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、国内外において、次の特定非営利活動に係る事業を行なう。

- ① 医療の充実、福祉の増進、社会的地位の向上等、人間の名誉や尊厳を侵害された者を救済する事業の実施またはその支援事業
- ② 人間の名誉と尊厳を侵害する行為の実態または人間の名誉と尊厳を尊重する社会を築く方法についての調査研究、若しくはその支援事業
- ③ 人間の名誉と尊厳を守ることの重要性に関する普及、学習、啓発する事業
- ④ 国の政策と社会政策発展に関する連携、提言、推進事業
- ⑤ 人的相互交流に関する事業
- ⑥ 文化的相互紹介事業

⑦ その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく1年以上会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。ただし、理事会において正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1名を代表理事、1名を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第18条の規定による欠員の補充があるときは、理事会の議決により、これを選任することができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。
- 3 代表理事、及び副代表理事は理事の互選とする。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は前任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

- 4 役員は、辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するにいたったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に顧問を若干名おくことができる。
2 顧問は代表理事が理事会の承認を得て任命する。
3 顧問の任期は第16条に準ずる。
4 顧問は代表理事の諮問に対して理事会に出席して意見を述べることができる。

(職員)

第21条 この法人に、事務局をおく。
2 事務局の職員は代表理事が任免する。

第5章 総会

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 役員の選任又は解任

- (6) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電子メールをもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意がある場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又はほかの正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 入会金及び年会費の額
- (4) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときはその日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載したまたは電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立のときの財産目録に記載された資産

(2) 入会金、会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なうものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経たうえで、当該事業年度終了後最初の総会において承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

代表理事 中嶋 滋

副代表理事	松井聖一郎
理事	臼杵敬子
理事	笠見 猛
監事	佐藤康英

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 0 円
 - (2) 正会員会費 6,000 円
 - (3) 賛助会員会費(1 口/1 口以上)
個人 5,000 円 法人 50,000 円 学生 1,000 円

財団法人人権教育啓発推進センター寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人人権教育啓発推進センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を東京都港区芝大門二丁目10番12号に置く。

2 センターは、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 センターは、次代を担う青少年等に対する同和問題など人権に関する総合的な教育・啓発及び広報を行うとともに、人権に関する教育・啓発について調査、研究、情報収集・提供及び国際的連携を図り、あわせて、人権に関する相談を実施し、もって、基本的人権の擁護に資することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年等に対する人権に関する総合的な教育・啓発及び広報
- (2) 人権に関する教育・啓発についての調査及び研究
- (3) 人権に関する教育・啓発についての情報の収集及び提供
- (4) 人権に関する教育・啓発についての国際的連携
- (5) 人権に関する相談
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産

- (2) 寄附金品
- (3) 会費
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 センターの資産は、基本財産と運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。ただし、その用途又は管理方法を指定して寄附されたものがあるときは、その指定に従わなければならない。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、センターの事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得、かつ、総務大臣、法務大臣及び文部科学大臣（以下「主務大臣」という。）の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 センターの事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決

及び評議員会の同意を経て、毎会計年度開始前に、主務大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、収支予算成立の日まで前年度の収支予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 12 条 センターの事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を経た後、理事会の承認及び評議員会の同意を経て、当該会計年度終了後 3 か月以内に主務大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

2 センターの収支決算に収支差益があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 13 条 センターが資金の借入をしようするときは、その会計年度収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務大臣の承認を得なければならない。

(新たな義務の負担等)

第 14 条 第 8 条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除き、センターが新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 15 条 センターの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第3章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第16条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上10人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事は、互選により、理事長及び専務理事を選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事及び監事の選任（理事長及び専務理事の選任を含む。）は、主務大臣の承認を受けなければならない。
- 5 前項の理事の選任の承認があったときは、承認書の到達した日から2週間以内に登記し、遅滞なく登記簿の謄本を主務大臣に提出しなければならない。

(職務)

第18条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、専務理事がその職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、センターの業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会及び主務大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集すること。

(任期)

第 19 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又はその任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 20 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ構成員現在数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて理事長が解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 21 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第 21 条の 2 センターに顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ、当センターの事業及び運営に関して意見を述べることができる。

4 顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 理事会

(構成)

第 22 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、センターの業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。

(3) 第18条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その請求の日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 センターに、評議員10人以上14人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には、第19条、第20条及び第21条の規定を準用する。
この場合において、これらの条文中「理事」又は「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄付行為に定めるもののほか、理事会の諮問に応じ、必要と認められる事項について審議し、理事会に対し、意見を述べることができる。
- 5 評議員会には、第27条から30条までの規定を準用する。
この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し、必要な事項は、理事会で定める。

第6章 会員

(会員)

第33条 センターに、会員を置くことができる。

2 会員は、センターの趣旨に賛同する個人及び団体とする。

(入会)

第34条 会員になろうとするものは、入会申込書を提出し、理事長の承認を得なければならない。

(退会)

第35条 会員は、退会しようとするときは、理事長に退会届を提出しなければならない。

2 会員が死亡又は解散したときは、退会したものと見なす。

(会費)

第36条 会員は、年会費を納入するものとする。

2 前項に定めるもののほか、会費に関する規定は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第37条 この寄附行為は、理事会及び評議員会においてそれぞれ構成員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第38条 センターは、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会においてそれぞれ構成員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第39条 センターが解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会においてそれぞれ構成員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大

臣の許可を得て、国若しくは地方公共団体又はこの法人と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第40条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局には、相談員を置くことができる。
- 5 相談員は、人権に関し優れた識見を有し、かつ、センターの趣旨に理解と熱意を有する者のうちから、理事長が委嘱する。
- 6 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第41条 センターの事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会、評議員会の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

第9章 雑則

(委任)

第42条 この寄附行為に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この寄附行為は、内閣総理大臣の設立許可があった日から施行する。
- 2 センターの設立当初の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和63年3月31日までとする。

- 3 センターの設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 10 条の規定にかかわらず、設立発起人会において定めるところによる。
- 4 センターの設立当初の役員は、第 17 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定にかかわらず、設立発起人会において定めるところとし、その任期は、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 63 年 3 月 31 日までとする。
- 5 センターの設立初年度の事務局の組織及び運営は、第 38 条第 6 項の規定にかかわらず、設立発起人会において定めるところによる。

附則

この寄附行為は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(財)人権教育啓発推進センター 役員等一覧

2006(平成18)年5月29日現在

理事長 横田 洋三(非常勤)

専務理事 小島 勝(常勤)
(国家公務員最終官職 法務省仙台北法務局人権擁護部長)

理事 荒木 三紀子(非常勤)

理事 有馬 真喜子(非常勤)

理事 坂本 昇一(非常勤)

理事 潮谷 義子(非常勤)

理事 田中 清(非常勤)

理事 田中正人(非常勤)

理事 橋本 豊(非常勤)

理事 山口 忠則(非常勤)

監事 大野 曜(非常勤)

監事 鹿島 恒雄(非常勤)

顧問 宮崎 繁樹(非常勤)

平成17年度事業報告書

平成17年度においては、会員加入の促進及び財政基盤の安定化を図りつつ、財団法人人権教育啓発推進センター寄附行為第3条の青少年等に対する人権に関する総合的な教育啓発及び広報等の事業を次のとおり実施した。

1. 一般会計に基づく事業

(1) 自主事業

- ① 人権に関する総合的情報誌として、定期刊行物「アイユ」（月刊）を発行した。
- ② 「人権教育・啓発に関する基本計画」における重要課題など人権に関する啓発パンフレットを作成し、会員をはじめとした関係諸機関に配布した。
 - 人権ア・ラ・カルト改訂版制作
 - 人権について考える改訂版制作
 - 心ひらこう改訂版制作
 - 子どもの権利改訂版制作
 - ポケットブック（女性・同和問題・高齢者）3種制作
 - 企業と人権パンフレット制作
 - 女性の人権パンフレット制作
- ③ 人権に関する啓発ポスターを制作し、全国的に配布した。
- ④ 人権に関する啓発映画等を制作するためのストーリーを公募し、優秀作品を選定した。
 - 応募作品数：63作品
- ⑤ 人権に関する教育・啓発についての情報・資料を収集し、ホームページ等で提供した。
- ⑥ 国連関係機関や地方公共団体等が設置した「人権啓発センター」等との協力・連携を図ることを目的に、全国の「人権啓発センター」等の情報収集を行った。
- ⑦ 会員を対象に、人権に関する各種情報資料を収集し、提供した。

⑧ 会員の相互交流を図るため、「平成17年度財団法人人権教育啓発推進センター会員交流の集い」を開催した。

- 実施日：2006(平成18)年3月1日(水)
- 場所：メルパルク東京(東京都港区)
- 参加者数：69名

⑨ 会員加入の促進等を図るため、ホームページ等による広報、会員サービス等の検討を行った。

⑩ 人権に関する啓発グッズを制作し、会員をはじめとした関係諸機関への配布及び各種啓発行事における配布を行った。

⑪ 人権意識の普及高揚を目的とした人権講座を次のとおり開催した。

○ 第1回目

開催日：2005(平成17)年5月27日
テーマ：野宿を余儀なくされる人びとと人権
講師名：安江鈴子(特定非営利活動法人新宿ホーम्ス
支援機構 理事・資料室長)

参加者数：20人

○ 第2回目

開催日：2005(平成17)年7月27日
テーマ：みんなで学ぶ「ハンセン病と人権」
講師名：平沢保治
(国立療養所多磨全生園入所者自治会長)

参加者数：55人

○ 第3回目

開催日：2006(平成18)年2月2日
テーマ：パワーハラスメント
講師名：岡田康子
(株式会社クオレ・シー・キューブ代表取締役)

参加者数：40人

⑫ 企業における人権教育・啓発担当者を対象とした「企業における人権基礎講座」を次のとおり実施した。

○ 第1回目

開催日：2006(平成18)年3月9日
講師名：次のとおり。
・横田洋三(中央大学法科大学院教授)
・川村文男(株式会社大京人事部顧問)
・桜井高志
(桜井・法貴グループ教育研究所所長)

参加者数：29人

○ 第2回目

開 催 日：2006(平成18)年3月17日

講 師 名：次のとおり。

・水尾順一

(駿河台大学経済学部・同大学院教授)

・杉井鏡生(インフォメーションコーディネーター)

・桜井高志

(桜井・法貴グローバル教育研究所所長)

参 加 者 数：30人

- ⑬ 人権センターの事業充実に資するため、人権啓発手法に関する調査研究を行い、報告書にまとめた。

(2) 相談事業

人権に関する啓発活動等に関して地方公共団体・企業等からの相談に対し、助言及び関係機関への紹介等を行った。

(3) 法務省委託事業

法務省委託事業として次の事業を実施した。

① 人権啓発教材の作成

人権に関する、次の3種類の啓発教材を作成した。

○ 人権啓発コンテンツ(CD-ROM版)の制作

○ ネットワーク事例集の制作

○ 「柵の垣根を越えて」改訂版の制作

② 人権啓発ビデオの制作

法務省・財団法人人権教育啓発推進センターの共同企画により、人権をテーマとした啓発ビデオを次のとおり制作した。

○ ハンセン病啓発アニメーションビデオ

「未来への虹ーぼくのおじさんはハンセン病ー」

③ 人権啓発フェスティバルの開催

より多くの方々の参加を確保し、人権意識の普及高揚を図ることを目的に、全国2会場(愛知県・栃木県)でイベント形式による平成17年度人権啓発フェスティバルを実施した。

また、シンポジウムの成果を普及させ、シンポジウムの目的を達成させる上で効果的であることから、全国紙による人権啓発フェスティバル栃木会場シンポジウムについての新聞広報を実施した。

○ 愛知会場(愛知県名古屋市)

実 施 日：2005(平成17)年7月23日～2005(平成17)年7月24日

場 所：愛知芸術文化センター他

来場者数：45,000名

- 栃木会場（栃木県宇都宮市）

実 施 日：2005(平成17)年10月1日～2005(平成17)年10月2日

場 所：栃木県立宇都宮産業展示館他

来場者数：38,000名

- 栃木会場シンポジウム内容等新聞掲載

掲載紙：読売新聞 全国紙 朝刊

掲載日：2005(平成17)年12月 4日

④ データベース運営・活用

国及び地方公共団体等から提供された人権に関する各種情報・資料等を収集・整理し、人権関係情報データベース（スマイルネット）に登録すると同時に、広報を行い、データベースの活用促進を図った。

⑤ 人権啓発指導者養成研修の実施

地方公共団体等の職員を対象として人権啓発の实地研修を行うための指導者を養成することを目的に、人権啓発指導者養成研修会を次のとおり実施した。

- 東日本会場（東京都渋谷区）

実 施 日：2005(平成17)年9月13日～2005(平成17)年9月16日

場 所：青学会館

受講者数：70名

- 西日本会場（京都府京都市）

実 施 日：2005(平成17)年10月11日～2005(平成17)年10月14日

場 所：ぱ・る・るプラザ京都

受講者数：103名

⑥ 人権ライブラリー事業の実施

地方公共団体、各種研究団体等で制作した書籍・図画・ビデオ等を収集・購入し、財団法人人権教育啓発推進センター内に設置した「人権ライブラリー」において、これら書籍・図画・ビデオ等を広く一般の人々に提供した。

また、地方公共団体から「平成17年度人権啓発資料展」用資料を収集し、優秀な作品の選出を行うとともに、ライブラリー資料として貸出を行った。

さらに、本年度は、ライブラリー利用促進を図ることを目的に、機能充実を図った。

<資料展>

- 平成17年度作品数 3,400点

- 受賞作品

・最優秀賞

埼玉県（出版物）

・優秀賞

広島県（ポスター）

岐阜県（出版物）

徳島県（新聞広報）

北九州市（映像作品）

<機能充実>

- 多目的スペースの設置
- パネル展示
- ライブラリー広報用ポスター制作
- 定期上映会の実施

⑦ 人権啓発資料の作成

人権思想の普及高揚を図ることを目的に、「人権週間」に関するポスター及びリーフレットを作成した。

⑧ 人権啓発資料の作成

次代を担う中学生が、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身につけることを目的として法務省が実施した全国中学生人権作文コンテストの入賞作文集を作成した。

⑨ 新聞広報の実施

広く国民を対象として人権尊重の理念を伝えることを目的に、全国地方新聞社連合会各紙（46社47新聞52紙）による、新聞広報（内容：人権週間）を実施した。

また、人権に関連する新聞記事を取りまとめた収録集を作成した。

⑩ 人権啓発活動総合推進事業の実施

広く広範囲に人権思想の普及高揚を図ることを目的に、インターネットバナーを活用した広報を実施した。

○ テーマ：インターネットにおける人権侵害

○ 広告サイト及び期間

・BIGLOBE(ビッグ・グローブ) <http://www.biglobe.ne.jp/>

2006(平成18)年2月27日(月)～2006(平成18)年3月5日(日)

・MSN毎日インタラクティブ <http://www.mainichi-msn.co.jp/>

2006(平成18)年3月20日(月)～2006(平成18)年3月26日(日)

(4) 経済産業省委託事業

企業が行う人権啓発活動等を支援するための、企業向け啓発用各種パンフレット等の制作、改訂・増刷・配布及び企業幹部向けセミナーを開催した。

- ① 企業向けパンフレット改訂・増刷及び配布
- ② 2004(平成16)年度「企業の社会的責任と人権」
セミナー概要パンフレットの制作
- ③ 企業における女性の人権に関するパンフレット(CD-ROM付)制作
- ④ 企業の社会的責任と人権セミナーの実施
 - 大阪会場(大阪府大阪市)
実施日:2006(平成18)年1月26日(木)
場 所:ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)
来場者数:453名
 - 東京会場(東京都品川区)
実施日:2006(平成18)年2月13日(月)
場 所:きゅりあん(品川区立総合区民会館)
来場者数:481名

(5) 文部科学省委託

文部科学省の委託により、全国の地方公共団体が実施している社会教育分野における人権教育推進のための事業の状況を調査し、報告書にまとめ関係機関等に配布した。

2. 収益事業特別会計に基づく事業

- (1) 前年度までに作成・配布した資料等を増刷のうえ実費頒布した。
- (2) 前年度までに制作した啓発映画等を実費頒布した。
- (3) 「人権教育・啓発に関する基本計画」における重要課題など人権に関する啓発パンフレットを実費頒布した。
- (4) 同和問題など人権に関する啓発ポスターを実費頒布した。
- (5) 地方公共団体等からの依頼により、人権啓発資料制作等を行った。

申し入れ書

2007年3月 日

外務大臣 麻生太郎 様

財団法人女性のためのアジア平和国民基金は1995年に政府によって創立され、爾来12年間、慰安婦とされた女性たちへの国民的な償いの事業と今日的な女性に対する暴力に対処する事業を進めてきました。このたび3月末日をもって解散することになりました。この間基金は政府と協力し、所期の目標をめざして努力してきました。政府が最後まで基金の活動にかかわりぬ関心と支援をよせ、財政的な援助を続けてくださったことに対して、心から御礼申し上げます。

解散にあたり、以下の諸点を申し上げる次第です。

1.

アジア女性基金の解散後、元慰安婦の方々に対するアフターケアをおこなっていくことは重要な課題です。この課題を担って下さる新しい民間団体の動きもごさいます。基金としては、ご存命の元慰安婦の方々が安らかに暮らしていかれるのを見守っていく活動に対して、政府が適切な支援をしてくださるよう、お願いいたします。

2. 案A

慰安婦問題を歴史の教訓としていくことは、なお日本国民の課題です。この面でも政府のお働きに期待いたします。

2. 案B

慰安婦問題を歴史の教訓としていくことは、国民にとって将来引き続く極めて重要な日本国民の課題です。この点において政府は、1993年の河野洋平官房長官談話と、1995年の村山富市総理談話を固く守り、国民に対して絶えず働きかけてくださるよう期待いたします。

3.

女性に対する暴力、女性の人権問題に対すとりくみは、基金の解散によって、弱められることがあってはなりません。政府がこの面での国際的なとりくみを堅持し、継続してくださるようお願いいたします。

財団法人女性のためのアジア平和国民基金
理事長 村山 富市 (署名)

理事会議事録付属文書の公開について

理事会

2007年3月24日

理事会議事録の公開にあわせて、付属文書の公開について、資料諮問委員会の協議に基づき、次のような方針を立てて、公開を決定する。

1 非公開とする文書

- イ 外務省公電
- ロ 運営審議会の記録、提案
- ハ 理事会討議の資料、理事の意見書
- ニ 慰安婦被害者個人、団体との協議記録

2 公開する文書

- イ 新聞切り抜き
- ロ 基金への外部個人、団体からの書簡と基金の回答
- ハ 概算要求、決算にかんする文書

3 内容によって公開する文書

- イ 出張報告
- ロ 決定の案文

なお基金理事長の金大中大統領のあての書簡（1998年6月）に対する韓国大使の口上書を公開するかどうかのご意見をいただきたい。

朝日新聞社広報部殿

2007年3月6日貴紙夕刊、アジア女性基金関連記事についての批判

昨日の夕刊の「元慰安婦へのケア継続 女性基金事業解散後、一部NPOへ」なる見出しの記事について、不正確な内容を不十分なる取材で伝えたものと考え、批判的な意見を述べるものです。

冒頭、基金が「解散した後、事業の一部をNPOが引き継ぐことが固まった」として、引き継ぐ事業が列挙されています。NPOの立ち上げがはかられていることは事実ですが、NPOと基金の関係の説明が不正確です。記事の末尾にある「基金のうち3千万円余りを引き継ぎ、償い金を受け取った生存者を中心に医療福祉面でサポートしていく」という部分は、とくに不正確です。3千万円云々のことは基金としてまったく決定しておりません。

この最後の部分について、「基金関係者によると」と情報のソースが示されていますが、このような重要な内容について書くとき、基金の専務理事に取材する、確認することをしていないということは、あきらかに不十分な取材であると言わざるをえません。まして、基金はこの記事が出た6日午後5時より解散の記者会見を村山理事長、石原副理事長がおこなっておりました。12年間存続してきた基金の解散の記者会見です。それを無視して、このような記事を出されるのは当を得ないやり方ではないですか。

朝日新聞がアジア女性基金に関心をもち、取材していただいていることには、つねづね感謝いたしております。昨日の記者会見のあとの感謝の会には、朝日新聞社の関係者もおいでいただきました。そのような関係であるのに、この記事ははなはだ残念です。

2007年3月7日

アジア女性基金専務理事

和田春穂

マイク・ホンダ議員の演説 (仮訳)

下院本議会

2007年3月6日(火)

議長閣下、安倍晋三首相が公の場で歴史上の事実である旧日本軍が 200,000 人もの女性を性奴隷に強制したことを否定し、たとえ、決議が米下院で可決されても日本は謝罪しないと声明したという日本からの最近のニュースに私は衝撃を受け、失望しつつ、ここに立っております。

* 2月15日に、この問題についてのヒアリングがアジア太平洋小委員会と下院外交委員会によって開催されました。それは本当に歴史的な瞬間でした。何故なら、非常に生々しく、非常に個人的な恐怖の体験を語るために 3 人の生存者がワシントンに来たからです。このヒアリングは私たちに、人間の歴史のより暗いエピソードの 1 つを考える機会を与えただけではなく、私たちに、その暗黒と忘れられた悲劇に光と正義をあてることにより、歴史を作る機会を提供しました。

* その 3 人の女性たち、今、年老いたヤーン・オヘルネ、イ・ヨンス、キム・クンジャは私たちに語るために数千マイルを旅して来ました。その物語は何十年間も彼女らの心の中にだけ留められていましたが、その理由はこの女性たちや他の 20 万人の女性が耐えねばならなかった経験をした人たちだけが理解できるものです。:

なぜ、第二次世界大戦が終わってから 60 年以上も経って、私たちが、いわゆる慰安婦の苦難について議論するのかと疑問を呈する人もいます。これは歴史の単なる脚注と考えられるべきではないのか。21 世紀初めになったこの数年、もっと重要な、あるいは緊急な問題があるのではないかなどなど。

* そのような質問をする人々は、戦時中のこれらの女性の経験の永続的な現代との関連性と圧倒的な証拠や国際的な調査にも関わらず、女性たちの苦痛と拷問に対する明白な責任を認めて、謝罪することを長年、頑強に拒んできた日本政府の持続的な現代との関連性を理解していないのです。

* 日本政府と安倍首相不可解な否認についての最近のニュースは、この問題についての私たちの調査により大きな反響を加えます。日本の 1 人の国会議員は、皮肉でもなく「慰安所は軽食堂と同じではないか」と言いました。中山成彬は無遠慮に言いました:「売春宿を、民間業者が経営する学食カフェテリアに例えて、自分でスタッフを募集し、食料を調達し、価格を設定したと考えれば良いではないかと言う人もいる。」

* 議長、反対なしで、私は議会記録に安倍首相の発言を報道している、3月1日(木)付ニューヨーク・タイムズの記事を挿入したく存じます。

戦時中の性についてのファイルを否定する安倍
(大西ノリミツ)

東京、3月1日。—— 安倍首相は、木曜日、日本政府の長年の公的立場である日本軍が第二次世界大戦中に外国人女性を性奴隷に強要したことを否定しました。

安倍氏の発言は非常に明確に政府が売春宿の設置と女性を性奴隷制への強制における軍の役割を認めた1993年の政府談話を直接あるいは間接的に拒絶する準備をしていたことを認めた。その談話は、さらに、婉曲に「慰安婦」と呼ばれる女性に謝罪を申し出ていた。

「強制があったことを証明する証拠はないし、それを裏付ける資料もない。」と安倍氏は記者に語った。「したがって、この談話に関しては、事態が非常に変わったということを憶えておかなければならない」

アメリカ下院は軍の戦時性奴隷制で果たした役割を「謝罪し認める」ことを日本政府に要求する決議について討議し始めた。

しかし、同時に、日本の戦時史を改訂する最近の傾向に乗った与党の自由民主党の保守主義者のグループが、1993年談話を撤回せよという要求を強く主張している。安倍氏の支持率は一連のスキャンダルで急落しており、リーダーシップは弱いと見られているが、このグループの側についているようだ。

戦時史改訂の努力を結集した国家主義者である安倍氏は昨秋首相になった後、調子を和らげた。実際、彼は談話の有効性を認識したと最初に言って保守派を怒らせた。

中山成彬(河野談話を改訂したい120人の立法者のリーダー)は、「売春宿を、民間会社が経営する学内カフェテリアに例えて、自分でスタッフを募集し、食料を調達し、価格を設定したと考えれば良いではないかと言う人もいる。」と木曜日に発言した。

AP通信社によれば、「需要があるところに、ビジネスが起こる」と中山氏は語った。

「しかし、女性がこのサービスへ日本軍によって強制されたと言うのは的はずれだ。この問題は日本の名誉のために真実に基づいて、再考されなければならない。」

歴史家は、約200,000人の女性(朝鮮人、中国人、台湾人、フィリピン人、日本人並びにオランダ・他のヨーロッパ人女性)が日本の軍売春宿で奉仕したと信ずる。数十年に渡って、

日本は、売春宿は民間業者が経営し女性はや売春婦だったと呼び、その軍の関与を否定していた。

しかし 1992 年に、政府の否認に憤慨した日本人歴史家(吉見義明)が、防衛研究所史料室へ行き、2 日間の探索の後、売春宿の設立に軍が関与したことを示す文献を発見した。1 つは、「軍売春宿のための女性の新人募集に関して」と題されていた。この証拠に直面して、政府はその役割を認めて、談話を発表した。

しかし、この談話は政界諸派全般に渡って怒りを招いた。被害女性とその支援者は、談話が、当事の内閣官房長官河野洋平によって発表され、議会によって採用されていないので、政府が完全にはその責任を認めていないと語った。それは単に「河野談話」として日本の内部では知られている。

その上に、支援者は、被害女性に賠償するために民間の非政府基金を設立することにより、直接の責任を回避したとして政府を非難した。多くの元性奴隷がこの基金からの補償を受けることを拒絶した。

しかし、保守主義者は女性の募集における軍の役割を認めているので、談話は度を越したと主張した。吉見氏は軍が施設を設置したことを示す文献を発見したが、軍が強制的に女性を募集したことを示す資料は発見しなかった。保守派は談話を攻撃するためにこの違いを利用した。

女性の支援者たちは、日本の政府当局は自分たちの罪を明らかにするような文書を焼いたり、隠したりすることで有名だと述べています。

同時に、多くの元性奴隷が近年、出てきて自分たちの経験を語りました。3 人の女性が米議会で最近、証言し、日本兵が彼女らを誘拐し、1 日に多数の兵士と性交することを強いたと語った。

* 議長、この最近の記事で、慰安婦の経験が歴史の裏に属する単なる挿話でないことが一層明らかです。その代わり、これは世界中の女性の人権が完全に安全ではないということを鮮明に思い出してくれます。私たちは、戦争中の女性や少女のレイプ、性的虐待そして時には殺人が様々な国々で軍隊と自警武装集団によってまだ犯されていることを知っています。東ティモール、ボスニア、ダルフルについて考えてください。私は、下院議員の方々、そしてこれら議事を傍聴している人たちが他の例についても考えることができると確信します。

* 第二次世界大戦中に、日本帝国軍が慰安婦に対して行った想像不可能な残虐行為の否認は許容されるべきではありません。それらは忘れられるべきではありません。ただ犠牲者が老いており、すぐに居なくなるだろうというだけの理由で、被害者が去ることを望む人々によってカーペットの下に隠されてはいりません。現代の日本の政治指導者の中に慰安婦問題は「歴史的な捏造」であるという立場をとる事実はずっとします。

* ジャパン・タイムズは、さらに最近、金子ヤスジ氏(87歳の第二次世界大戦中、旧日本軍の元歩兵)をインタビューした。彼は次のように語りました。「まだ、歩兵として中国でレイプした無数の女性の悲鳴を思い出します。女性たちは大声で泣き叫びました。しかし、女性が生きようが死のうが私たちにとって問題ではなかった。私たちは天皇の兵士だった。軍の慰安所であろうと村であろうと、私たちが躊躇わずにレイプした。」彼の言葉は歴史の捏造ではありません。

* この問題について行動すること、そして、勇敢に行動することは私たちの道徳的な義務です。私は、友人であり同盟国でもある日本国の政府に慰安婦悲劇の記録を整理し、また何が起こったかについて、次代を適切に教育するように励ますことを強く提案します。そうする事によって、日本は、戦時下の女性に対する暴力をあいまいなところなく受け入れがたいものとして、暴力を排除する私たちの集合的な目標に向けて重要な一歩を踏み出すことになります。

* レイプを単なる戦争の風土病あるいは武力紛争につきものと見ることは受け入れられません。レイプは非戦闘員に焦点をおいたユニークな武器であり、その犠牲者に恐怖を植え込み、加害者の力を見せつけます。それは本当に野蛮な行為です。また、アジア征服中に行われた日本帝国の広範囲なレイプの使用を弁護することは、現代民主主義日本のよりよい価値と大志にもとります。

* 1月31日に、同僚6人と一緒に、私は議会に慰安婦の人権保護を扱う下院決議121を上程しました。慰安婦が性奴隷になるように強要されたことに対する日本の安倍首相の否認は承諾しがたく、これで下院決議121の成立が重要さが説明されます。後でなく、早期に、私たちが下院での全員投票を行えることが私の希望です。

* さらに、私は、慰安婦生存者、ヤーン・オヘルネ、イ・ヨンスそしてキム・クンジャに、日本帝国の下で苦しんだ200,000人の姉妹を代表して証言するために先月ここまで旅行してくださったことを感謝したい。彼女らの勇気と彼女たちが尊厳を持って生きたことは私たちの賞賛と最高の尊敬に値します。(終わり)

特別補充

平成19年3月31日

申し入れ書

2007年(平成19年)3月27日

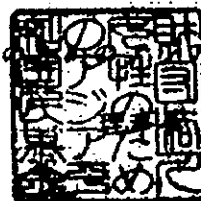
外務大臣 麻生太郎様

財団法人女性のためのアジア平和国民基金は1995年に政府と国民の協力によって創立され、爾来12年間、慰安婦とされた女性たちへの国民的な償いの事業と今日的な女性に対する暴力に対処する事業を進めてきました。このたび3月末日をもって解散することになりました。この間基金は政府と協力し、所期の目標をめざして努力してきました。政府が最後まで基金の活動に変わらぬ関心と支援をよせ、財政的な援助を続けて下さったことに対して、心から御礼申し上げます。

解散にあたり、以下の諸点を申し上げる次第です。

1. アジア女性基金の解散後、慰安婦の方々に対するアフターケアをおこなっていくことが重要な課題です。この課題を担って下さる新しい民間団体の動きもごさいます。基金としては、ご存命の元慰安婦の方々が安らかに暮らしていかれるのを見守っていく活動に対して、政府が適切な支援をして下さるようお願いいたします。
2. 慰安婦問題を歴史の教訓としていくことは、なお日本国民の課題です。この面でも政府のお働きに期待いたします。
3. 女性に対する暴力、女性の人権問題に対すとりくみは、基金の解散によって、弱められることがあってはなりません。政府がこの面での国際的なとりくみを堅持し、継続して下さるようお願いいたします。

財団法人女性のための



平和国民基金

村山 富



2007年3月26日

東京都千代田区九段南2丁目7番6号

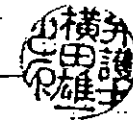
相互九段南ビル4階

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

専務理事代行 和田春樹 殿

代理人

弁護士 横田 雄



冠省 テグの [redacted] ハルモニの件について
改めてご連絡くださるようお願いいたします。

標記については2005年5月18日付の和田先生のフ

ファックスにより私どもが要望した面談に応じられない旨のご回答を頂きました。これに対し私より理由を付して再度面談方を要望しました。結果として、和田先生より「7月14日付、貴代理人からの書面をいただきました。7月15日から国際シンポジウムで東京を離れておりましたのでお返事を差し上げるのが遅くなりました。わたくしは、本日より休暇で海外に参ります。貴代理人には8月になって帰国したのちに改めてご連絡申し上げますので、ご了解いただきたくよろしくお願いいたします。」（2005年7月20日付）とのファックスをいただきました。その後ご連絡がなかったので、帰国されていると思われる同年9月に私より重ねてご連絡下さるようお願いした経過もありました。

巷間伝えられるところによると、貴国民基金は2007年3月末をもって解散されるとのことであります。

私も沖縄から戻って来たばかりで、残された日時は極めて短くなりました。ハルモニの件についてお話し合いに応じて下さるよう重ねてお願いします。

今月27日夜から30日夜まで東京に待機し、先生のご連絡をお待ちしております。頭書の携帯電話にご連絡下さ

れば幸いです。

和田先生のご都合のよい時間、場所に出向く用意がある
ことを申し添えます。

よろしくお願いいたします。

早々

この郵便物は平成 19 年 3 月 26 日
第 186-22-5571-2 号書留内容証明
郵便物として差し出したことを証明します

上田郵便局長



横田雄一様気付

様

2007年3月28日

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

専務理事・事務局長 和田 春樹

お元気でおられるでしょうか。本当に長い間お問い合わせに対してお返事をせず、申し訳ありませんでした。

2005年3月31日に私の前任者の伊勢桃代より、アジア女性基金は、あなたの申請書類を受け取り、「提出書類に基づき、事業を適正に実施しました」と回答いたしましたところ、4月7日、代理人を通じて、いくつかのご照会があり、5月9日には、ご自身が基金を訪問するので、直接回答を聞きたいとのご連絡がありました。

4月より着任した私は、5月18日、前回2月14日の面談ののち、基金に対して一方的な非難がなされた経緯に鑑み、面談には応じられないとの回答を差し上げました。それに対しては、代理人より2度にわたり、和田にたいして会談を求める連絡をいただきましたが、私の方では、一度お返事をのぼすこととお伝えしただけで、何もお答えせず、今日にいたりました。

このような長き沈黙はまことに遺憾なことです。実は、基金としては、2005年3月、「事業を適正に実施しました」と回答を差し上げましたあと、あなたがそれを受け取っていないとおっしゃっていることを重くうけとめて、調査を開始したのです。この間、関係者からの聴き取りなどの調査を進めてきました。そのかわり、理事会では問題に関する討議を重ねてまいりました。調査は長引き、討議は長くつづきました。

そのような努力がこの2年間つづけられたにもかかわらず、結局のところ、理事会は、あなたの申し立てが資料的に裏付けられたという結論には至りませんでした。この点の最終的な確認は、本年2月2日の理事会でなされました。このことをお伝えいたします。

この確認が出ました結果、基金は2005年3月31日付けのご通知を再確認することになりました。そこではなはだ遅くなりましたが、同年4月7日によせられたご照会にお答えすることにいたします。回答は別紙の通りです。

なお当基金は数日後、3月31日をもって解散いたすこととなりました。したがって、これがあなたにお送りするアジア女性基金からの最後の手紙です。あらためて2003年の最初のご照会以来、あなたが繰り返し問いただされた問題に対して、基金として、このようにしかお答えできないことはまことに残念です。

あなたのことは基金に関係した者は忘れることはありません。お元気でお過ごしになれるようお祈り申し上げます。

記

氏への償い金等の振り込みは、1999年2月12日横浜銀行よりなされました。振り込み先の口座は、ご本人の申請により、銀行 支店
氏名義の貯蓄預金 です。

요코나 변호사 전교

귀하

2007년 3월 28일

재단법인 여성을 위한 아시아평화국민기금

전무이사 사무국장 와다 하루키

심달연 할머니께서는 안녕하십니까? 오랫동안 문의하신 것에 대하여 대담을 하지 않아서 죄송합니다.

2005년 3월 31일에 전임자인 이세 보모요(伊勢桃代)로부터 아시아여성기금은 귀하의 신청서류를 접수하여 "제출서류에 따라 사업을 적정하게 실시했다"하고 회답을 드렸습시다만, 4월 7일에 대리인을 통하여 몇 가지 문의가 있었으며 5월 9일에는 본인이 기금을 방문하므로 직접 회답을 요구한다는 연락을 받았습니다.

4월부터 착임한 저는 5월 18일, 지난 2월 14일 반담 이후, 저희 기금이 일방적인 비난을 당한 경위를 감안하여 면담에는 응할 수 없다는 내용의 회답을 드렸습니다. 그에 대하여 대리인으로부터 두 차례 와다에게 면담을 요구한다는 연락을 받았습니다만 저는 대담을 늦춘다는 것만 한 번 전해 드리 아무 대담을 하지 않은 채 오늘까지 왔습니다.

이러한 오랜 침묵은 진심으로 유감스럽게 생각합니다만, 실은 기금으로서 2005년 3월 "사업을 적정하게 실시했다"고 회답을 드렸습시다만 귀하께서 그것을 안받았다고 하시는 것을 중요하게 여겨, 그 직후부터 조사를 개시하였습니다. 그 동안 관계자에 대한 청취 등 조사를 해 왔습니다. 그와 동시에 이사회에서는 이 문제에 관한 토의를 많이 가졌습니다. 조사는 오래 걸리며 토의는 오랫동안 계속 되었습니다. 이러한 노력이 2년동안 계속되었는데도 불구하고 결국 이사회는 귀하의 신고가 자료적으로 증명되었다는 결론을 내지 못 하였습니다. 그 점의 최종적인 확인이 올 해 2월 2일의 이사회에서 되었습니다.

이렇게 확인된 결과 기금은 2005년 3월 31일자의 통지를 재확인하였습니다. 그러므로 대단히 늦었습니다만 그 해 4월 7일에 하신 문의에 회답하고자 합니다. 회답은 별지를 보시기 바랍니다.

그런데 저희 기금은 며칠 후인 3월 31일자로 해산하겠습니다. 따라서 이것이 귀하에게 드리는 아시아여성기금으로부터의 마지막 편지입니다. 다시 한번 2003년 처음으로 문의하신 이후 몇 차례에 걸쳐서 문의하신 문제에 대하여 기금으로서 이러한 대응밖에 하지 못 하였던 것을 유감으로 생각하는 바입니다.

기금에 관계한 사람은 귀하를 결코 잊어버리지 않을 것입니다. 안녕하시고 건강하시기를 진심으로 기원합니다.

2007年3月30日

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

専務理事・事務局長 和田 春樹 様

代理人

横田 雄一



拝啓

2007年3月28日付の [redacted] ハルモニ宛および私宛のFAXを頂戴していましたが、本日書留郵便によるハルモニ宛回答書も私の事務所で受領いたしました。ご多忙中またお取り込み中回答の労をとっていただき、ありがとうございました。ただ回答をいただくのが早ければ早いほど、ハルモニにとってはその分多く幸いであつたろうにと残念に思います。この思いは容易には払拭されないものであろうことを率直に申しあげさせていただきます。

なお、上記回答書には韓国語文は入っておりませんでしたが、当方でも全文を韓国語に翻訳してまちがいなく本人にお届けします。

先生とは短い邂逅でしたが、私も知的世界に生きようとするひとりとして、とかく感情的対立を伴いがちな運動の優劣の誇示ないし論議の投げつけ合いではなく、思想の相互浸透性を前提とした思想内容の深淺を競い合う生産的な関係の発展（これは、将来のあり得べき社会主義の再生の基礎と考えております。）を夢想するスタンスであることを申し添えて、とりあえず筆を揃えます。

敬具